

## デジタルリーフレット指導の手引き

徳島県教育委員会・徳島県警察

### 1 目的

SNSなどネット関係のトラブルが深刻化しているなか、県警本部のサイバー戦略推進課と少年女性安全対策課と連携して、ネットいじめ・トラブル防止啓発資料（デジタルリーフレット）を作成した。このデジタルリーフレットを活用し、すべての生徒が一人で悩みを抱え込まず、加害者にも被害者にもならないように指導・啓発し、人権意識と情報モラルの向上を図る。

### 2 内容（対象：中学生及び高校生）

- 事件1 「SNSアカウント」：偽アカウントでの誹謗中傷（いじめ）
- 事件2 「秘密の画像」：児童ポルノ（画像の製造と提供）
- 事件3 「高収入バイト」：闇バイト（特殊詐欺の受け子）

### 3 指導方法

- ホームルーム活動等で、電子黒板や一人一台端末（タブレット）を使用して指導する。（メタモジ等）
- 実施時間はクラスの状況や生徒の実態に合わせて柔軟に対応する。
- ワークシートを活用する。

	学習活動	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSやネット関係のトラブルが深刻化してきている現状を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の事例やニュースなども紹介する。</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件1の漫画を読んで、どのようなトラブルになるか考察し、発表する。</li> <li>・「こんなことになるんじょ」を参考にして、どのように行動すべきかを構想し、発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の考察だけでなく、グループ協議を行い、その結果を発表させる。</li> <li>・違法行為であり、賠償責任が生じることがあることを理解させる。※資料1</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件2の漫画を読んで、どのようなトラブルになるか考察し、発表する。</li> <li>・「こんなことになるんじょ」を参考にして、どのように行動すべきかを構想し、発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の考察だけでなく、グループ協議を行い、その結果を発表させる。</li> <li>・児童ポルノ禁止法違反や撮影罪に該当し、刑事上及び民事上の責任を負うことを理解させる。※資料2・3</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件3の漫画を読んで、どのようなトラブルになるか考察し、発表する。</li> <li>・「こんなことになるんじょ」を参考にして、どのように行動すべきかを構想し、発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の考察だけでなく、グループ協議を行い、その結果を発表させる。</li> <li>・特殊詐欺の受け子という犯罪行為であり、刑事上及び民事上の責任を負うことを理解させる。※資料4</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で悩まないで相談することの重要性を理解する。</li> <li>・自己評価をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対に一人で悩みを抱え込まないように指導する。</li> <li>・相談窓口も紹介する。</li> </ul>

#### 4 参考資料

##### 資料1 名誉毀損罪や侮辱罪について

他人の悪口・陰口を言いふらしたり、直接、侮辱的な暴言で罵倒したり、ネット上で誹謗中傷したり、デマや風評を広めたりという問題は、民事上のトラブルに発展する危険性が高く、損害賠償義務が生じる場合があります。

これらの内、一定の要件に該当すると、名誉毀損罪や侮辱罪、偽計業務妨害罪、信用毀損罪等で刑事処罰されるおそれがあります。

##### ①名誉毀損罪：刑法第230条

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無に関わらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

※「公然と」とは、不特定又は多数の者が直接に認識できる状態を言い、不特定多数が閲覧可能なインターネット上での投稿や記事などが該当し、仮に少数に対してであっても、噂が広まる可能性の認識があれば、「不特定多数に対して」との意味と同一視され、ネット上の場合には、実際の閲覧数等に関係なく、広まる可能性があることから、この罪に問われることがあります。

##### ②侮辱罪：刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※「事実を摘示しない」とは、具体的事実を伴わないということで、「デブ」「チビ」「バカ」などの誹謗中傷を、ネットに書き込む等行為がこの罪に問われることがあります。

##### ③信用毀損及び業務妨害罪：刑法第233条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※「動物園からトラが逃げた」と嘘をネットに書き込むなども、この罪に問われることがあります。

##### ④威力業務妨害罪：刑法第234条

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

※威力とは、殴るなどの直接的な行為だけでなく、SNSへの書き込み等も該当し、例えば「会場に爆弾を仕掛けた」とネット上に書き込んでイベントを中止させる行為等が、この罪に該当します。

## 資料2 児童ポルノ禁止法について

正式な法律名は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」で、この法律の「児童ポルノ」に特化する部分を捉えて「児童ポルノ禁止法」と略して言われています。

この法律で言う「児童」とは18歳に満たない者を言います。

「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物であって、次の3つに掲げる一定の「児童の姿態」を「視覚により認識できる方法により描写したもの」と定義されています。

- ①児童を相手方とする又は児童による性交又は性的類似行為に係る児童の姿態
- ②他人が児童の性器などを触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、ことさらに性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させまたは刺激するもの

＜児童ポルノ禁止法の罰則～法律第7条＞

- ①自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持の罪（第1項）  
→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ②児童ポルノ提供罪（第2項）  
→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ③提供目的で児童ポルノを製造等する罪（第3項）  
→②と同じ
- ④児童ポルノ単純製造罪（第4項）  
→②と同じ
- ⑤児童ポルノ盗撮製造罪（第5項）  
→②と同じ
- ⑥児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供又は公然と陳列する罪（第6項）  
→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ⑦不特定若しくは多数の者に提供又は公然と陳列する目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬等する罪（第7条）  
→⑥と同じ
- ⑧不特定若しくは多数の者に提供又は公然と陳列する目的で、児童ポルノを外国に輸入等する罪（第8条）  
→⑥と同じ

※外国間での児童ポルノの輸入輸出の行為をしたのが日本人であれば罪は成立する。

児童ポルノについては、児童に自画撮りさせて送らせる手口が横行しています。

一旦インターネットに流れた情報は、全てを消去することはできず、後々になって、苦しむ状況を生み出す可能性があり、これらの犯罪の被害者、加害者とならないための3つの心得として、「撮らない」「撮らせない」「欲しがらない」ことが大事です。

### 資料3 性的姿態撮影等処罰法の撮影罪等について

正式な法律名は、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」と言い、令和5年7月13日から施行されています。

この法律で言われる「性的姿態等」や「対象性的姿態等」については次の通りです。

「性的姿態等」

性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為や性交等がされている間における人の姿

「対象性的姿態等」

性的姿態等のうち、人が通常服を着ている場所で不特定又は多数の目に触れることをわかっていながら自ら露出等しているものを除くもの

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態撮影等処罰法の罪が成立します。

#### <性的姿態等撮影罪>→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「対象性的姿態等」を撮影
- ② 不同意わいせつ罪に規定する事項により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「対象性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外は見ないと誤信させて、又は、相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「対象性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合。）

#### <性的影像記録提供等罪>

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪によって撮影・記録された「性的影像記録」を提供  
→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ② 「性的影像記録」を不特定又は多数の者に提供又は公然と陳列→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

#### <性的影像記録保管罪>→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

#### <性的姿態等影像送信罪>→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

- 不特定又は多数の者に、性的姿態等撮影罪の①～④と同様の方法で、「対象性的姿態等」や「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）

#### <性的姿態等影像記録罪>→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

- 性的姿態等撮影罪の①～④と同様の方法で影像送信された「対象性的姿態等」や「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

今回のケースでは、相手が18歳未満の者であると、児童ポルノ禁止法にも抵触しますが、性的姿態撮影等処罰法の性的姿態等撮影罪や、その影像の保管、記録等の罪にも抵触することとなります。

児童ポルノ禁止法の説明でも記載していますが、犯罪の被害者、加害者とならないための3つの心得として、「撮らない」「撮らせない」「欲しがらない」ことが大事です。

#### **資料4** 特殊詐欺の受け子と出し子について～「闇バイト」は犯罪実行者の募集です！～

特殊詐欺の「受け子」とは、金をだまし取る相手から、直接現金やキャッシュカード等を受け取ったり、宅配便等で送られてきた現金入りの荷物等を受け取ったりする役割を担う者を指します。

「出し子」とは、被害者が送金した金をATM等から現金を引き出すなどの役割を担うものを指します。

特殊詐欺事件においては、少年が「受け子」「出し子」となり、犯罪に加担している状況があります。徳島県でも、これまでに、「受け子」として来県し、特殊詐欺に加担した少年を検挙しています。

特殊詐欺事件では、「受け子」、「出し子」を検挙することは多くても、詐欺グループの中核となる者までたどり着けないことが多く、「受け子」「出し子」はいわゆる、犯罪首謀者の使い捨て、組織の捨て駒でしかありません。

これら犯罪に加担した少年の多くは、友人等からの誘いで加担している現状が依然として見受けられるほか、最近ではSNSにおいて、「裏バイト」「高額」「即日現金」などとして、仕事の内容を明らかにせず高額報酬を示唆する投稿等によりバイトを募る、いわゆる「闇バイト」に応募して、犯罪に加担している現状も見受けられるようになってきました。「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。

きちんとしたバイト募集であっても、応募に当たっては、自分の名前、住所、連絡先等の個人情報を渡します。それはバイト先の情報や仕事内容がはっきりしており、応募に当たって渡した情報は、相手先に悪用されないという信頼関係があり、成り立っているものです。

しかし、「闇バイト」先は、犯罪者集団であるため、渡した個人情報は、後々グループから足抜けできないように、脅迫の材料として使われ、やめたくてもやめられない、犯罪首謀者のいいなりにならざるを得ない状況となり、結果、重大な犯罪に加担させられるといったこととなるのです。

このような犯罪に加担した少年のほとんどは、応募したバイトの仕事内容がはっきりしないので、「やばい仕事かも」とは思っている、その際提示された高額報酬につられ、「やばくてもそう簡単に捕まらないだろう」「1回ぐらいなら大丈夫だろう」などと安易に考え、その先のことを考えず加担しているところもあります。「闇バイト」はバイトではありません。犯罪です。絶対に手を出さない！

「闇バイト」に限らず、JKビジネスやAV出演強要の問題等でも同じで、高額報酬等につられるなどして、少年が軽々しく応募し、その後脅迫等を受けて、「やめたくてもやめられない」状況となり、少年の性被害等が深刻化するという危険もあります。また、高額報酬等を謳ったうまい話には、少年自身が詐欺被害に遭うという危険も含んでいることも知っておいて欲しいところです。